

# 広島県道路交通法施行細則の改正

平成22年10月1日施行

## 改正内容

広島県内の一般道路において、タンDEM自転車への2人乗車ができます。

タンDEM自転車(tandem bicycle)とは、複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に並んで乗ることのできる自転車です。



広島県内では、2人乗り用のタンDEM自転車に限って、2人乗車が可能となります。(隣県では、愛媛県も同様の規定となっています。)

### ～タンDEM自転車の通行区分について～

タンDEM自転車は、車道又は路側帯を通行することとなり、歩道を通行することはできません。

### ～安全利用のためのお願い～

タンDEM自転車と普通の自転車とでは、大きさや重量、運転感覚が異なります。

タンDEM自転車に初めて乗るときは、道路以外の場所で、安全に乗車できることを確認した上で乗るようにしましょう。

広島県警察